行政監視院の活動イメージ

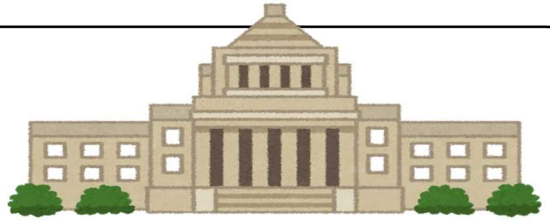

両議院の議長が、両議院の承認を得て、
①行政監視委員３名を任命
②行政監視委員の中から院長を任命

衆議院

✔ 常任委・特別委
✔ 21 名以上の議員

監視結果の報告書
・意見具申の送付

議長（議長を経由）

監視要求
意見具申の求め

監視結果の報告書
の提出・意見具申

参議院

✔ 常任委・特別委・調査会
✔ 11 名以上の議員

監視結果の報告書
・意見具申の送付

（議長を経由）議長

監視要求
意見具申の求め

監視結果の報告書
の提出・意見具申

行政監視院

院長

（院長を含む３名の行政監視委員（行政監視に関する専門家）によって行政監視委員会議を組織）

✔各院の常任委員会等又は一定数以上の議員の要求に応じ、行政監視及びそれを踏まえた法律の制定/改廃、予算の議決等に関する意見具申を行う

事務局
［約２００名体制］

協力依頼
（議長を経由）

（監視・意見具申に必要なとき）
①資料の提出要求
（「内閣声明」制度で担保）
②参考人の出頭要求
③立入調査
（②③は懲戒処分要求で担保）

充実・強化された行政監視

（国の行政機関等の監視・意見具申に必要なとき）
①資料の提出要求
（「内閣声明」制度で担保）
②参考人の出頭要求
③立入調査
（②③は懲戒処分要求で担保）

会計検査院

会計検査

国の行政機関等

地方公共団体等